

豊島区教育委員会 体罰の対応等について

1 豊島区における都体罰調査の結果

分 類		小学校	中学校
①体罰		0 件	0 件
②不適切・行き過ぎた指導	ア 児童・生徒の身体に対するもの	0 件	0 件
	イ 教職員等の発言・行動によるもの	0 件	0 件
③指導の範囲内		0 件	0 件
④非該当		0 件	0 件
合 計		0 件	0 件

2 豊島区教育委員会における体罰根絶に向けた主な取り組み

経過	組織等	取り組み内容
2 月 1 日	定例校園長会	「体罰を伴う指導の禁止について」 「東京都教育委員会の「暴力による体罰の実態把握の調査」について」
2 月 5 日	定例副校園長会	・内容は、上記、定例校園長会と同じ。
2 月 12 日	第 2 回 教育委員会定例会	「部活動指導における暴力による体罰の実態把握の調査について」 ・小・中学校の体罰の実態調査について検討し、調査の内容・方法を決定 ・児童質問紙については、児童が体罰の有無を表明できるよう質問項目を修正
2 月 25 日	第 3 回 教育委員会臨時会	「小学校における暴力による体罰実態把握について」 ・各学校で「暴力による指導をしない宣言」を行うことを決定 ・学校経営方針に体罰によらない指導を入れることを決定 ・新・転補の管理職・教員を対象に、体罰による指導を行わない内容を入れた「職務の宣誓」を実施することを決定
3 月 12 日	第 3 回 教育委員会定例会	「豊島区立学校におけるいじめ根絶・体罰によらない学校宣言について」 ・実態調査により、豊島区では体罰が小・中学校とも 0 件であったことが判明 ・体罰による指導を行わせないための取組について検討 ①通達「いじめ根絶・体罰によらない学校づくりについて」を発出する。 ②すべての小・中学校で「豊島区立学校におけるいじめ根絶・体罰によらない学校づくり宣言」を作成し、児童・生徒、保護者、地域の方々に示す。 〔校長等の講話、印刷文書の配布、学校公式サイトでの公表 等〕

経過	組織等	取り組み内容
3月12日	第3回 教育委員会定例会	③区長と教育長が発した「『人に優しく、思いやりにあふれる まちにしよう』アピール」に基づいた学校づくりを今後も 徹底する。 ④「豊島教員ミニマム」に基づいた指導を今後も徹底する。 ⑤ポスター「No!いじめ No!体罰」を全ての区立小中学校で 掲出する。
3月13日	通 達	「いじめ根絶・体罰によらない学校づくりについて」を、すべ ての区立学校に送付 ①「いじめ根絶・体罰によらない学校宣言」を行い、内外に 発表すること。 ②学校経営方針にいじめ・体罰防止について明記すること。 ③豊島区に新たに配属された教員に対して、上記の趣旨を徹 底すること。
4月1日	新任教員発令式	「体罰を行わないこと」を宣誓 ・新聞・テレビ等の取材〔NHKのニュース、翌日の新聞で 報道〕
4月17日	通 知	「『いじめ根絶・体罰によらない学校づくりについて(通達)』 の実施状況について」を区立学校に送付
5月14日	第5回 教育委員会定例会	「通達『いじめ根絶・体罰によらない学校づくりについて』の 区立小中学校の実施状況の結果について ・すべての区立学校での実施を確認

3 都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）（教育庁人事部）

別添参照

都内公立学校における体罰の実態把握について(最終報告)

教育庁人事部

1 調査の内容・方法

(1) 調査の趣旨

大阪市立高等学校の体罰による生徒の自殺事件を受け、体罰の疑いがあるような事例に対しても見逃さずに迅速に対応することを含め、体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握する。

(2) 調査対象

区市町村立及び都立学校全2,184校の校長、教職員、児童・生徒全てを対象に調査を行った。

(3) 調査内容

平成24年度の教育活動における暴力による体罰、精神的・肉体的苦痛を感じる体罰の疑い例の有無

(4) 調査方法

教職員・・・校長による聞き取り調査 児童・生徒・・・質問紙調査

(5) 調査期間

平成25年1月21日(月)～3月15日(金)

(6) 備考

ア 平成24年度の体罰の実態を明らかにするため、この調査以外で同年度中に判明した平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に発生した体罰事案を追加した。
イ 第1次報告後、別添の基準に基づき体罰の判断を改めて行うなど内容を更に精査した。なお、児童・生徒の身体に対する有形力の行使によらず、肉体的苦痛を与えた場合については、別添の基準に準じて分類した。また、児童・生徒に対する暴言については、体罰と合わせて行われている場合には「体罰」に分類し、暴言のみの場合には体罰に該当しないため「教職員等の発言・行動によるもの」に分類して集計した。

2 報告数

(1) 学校別報告数

校種別の内訳	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合 計
学校設置数	1,304 校	631 校	195 校	60 校	2,190 校
本調査への報告のあった学校数	90 校	343 校	66 校	3 校	502 校
本調査への報告数	103 人	751 人	125 人	4 人	983 人

(注) 区立・都立の中等教育学校6校については、前期・後期課程をそれぞれ中学校・高等学校に区分している。また、1(6)アにより追加した学校数及び報告数を含む。

2 報告数

(2) 申告者別報告数

申告者	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
教職員本人	65 件	320 件	21 件	0 件	406 件
他の教職員	23 件	66 件	8 件	1 件	98 件
児童・生徒本人	26 件	439 件	81 件	3 件	549 件
他の児童・生徒	14 件	284 件	47 件	0 件	345 件
保護者	22 件	9 件	5 件	1 件	37 件
地域住民	1 件	3 件	0 件	0 件	4 件
合計	151 件	1,121 件	162 件	5 件	1,439 件

(注) 1つの事案につき複数の報告があるため、(1)の報告数の合計とは一致しない。

3 報告の内容

【体罰の有無】

分 類		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合 計
①体罰		31 人 30 校	110 人 82 校	40 人 33 校	1 人 1 校	182 人 146 校
②不適切・行き過ぎた指導	ア 児童・生徒の身体に対するもの	50 人 47 校	430 人 235 校	23 人 18 校	0 人 0 校	503 人 300 校
	イ 教職員等の発言・行動によるもの	4 人 4 校	28 人 25 校	7 人 6 校	0 人 0 校	39 人 35 校
③指導の範囲内		11 人 8 校	89 人 65 校	17 人 12 校	0 人 0 校	117 人 85 校
④非該当		7 人 5 校	94 人 63 校	38 人 18 校	3 人 2 校	142 人 88 校
合 計		103 人 94 校	751 人 470 校	125 人 87 校	4 人 3 校	983 人 654 校

別添 体罰分類基準

分 類		基 準
①体罰		児童・生徒の身体を侵害する有形力の行使 【例】たたく、殴る、蹴る、胸倉をつかむ(体が持ち上がる、首がしまる、壁に押し付ける)、髪をつかんで引っ張る、頬をつねる、棒や本を持ってたたく(児童・生徒に指示して行わせた場合を含む。) ※ たたくなどの行為を行った部位、身体に対する有形力の行使の状況(苦痛の程度、行為の強度等)により不適切な指導となる場合がある。
②不適切・行き過ぎた指導	ア 児童・生徒の身体に対するもの	他に代替する行為があるにもかかわらず行われた児童・生徒の身体に対する有形力の行使(軽微な肉体的苦痛を与える程度のもの) 【例】デコピン、しっぺ、小突く、足で押す、腕を引っ張った際に結果として転倒させる
	イ 教職員等の発言・行動によるもの	児童・生徒の身体に対する有形力の行使によらず、児童・生徒に向けた指導の範囲を超えた発言・行動により恐怖感、侮辱感等の精神的負担を与えるおそれがあるもの(①又は②アと合わせて行われたものを除く。) 【例】威嚇、暴言、侮辱的発言、近くに物を投げる
③指導の範囲内		注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に対する有形力の行使(肉体的苦痛を伴わない程度のもの)、叱責等 【例】説諭、叱責の際に肩や腕をつかむ、頭をおさえる(社会通念上妥当な範囲に限る。)
④非該当		懲戒を目的とした児童・生徒に対する有形力の行使が認められないもの 【例】正当防衛・正当行為による場合、児童・生徒による誤解に基づく場合、有形力の行使の事実がない場合